

No. 23-18

2023年12月15日

「保険料調整行為」の再発防止策に関する 損保協会の取組みについて

保険料調整行為につきましては、お客さまおよび関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：新納 啓介）では、2023年9月19日付のニュースリリース（※）のとおり、保険料調整行為について、業界としての再発防止策に関する取組みを進めることとしておりました。これまでの当協会における独占禁止法への取組みについて検証・分析し、以下のとおり、独占禁止法遵守に関する規範・指針等の改定・新設を行うこととし、今般「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」の改定を行いましたのでご報告します。

※ニュースリリース「ビッグモーター社による保険金不正請求」および「保険料調整行為」に対する損保協会の取組みについて」：https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/ctuevu0000018ia7-att/230919_01.pdf

これまでの当協会の独占禁止法遵守の取組みは、協会・業界として共同で行う活動（当協会の委員会活動に関する独占禁止法遵守の徹底等）に対する内容に重点が置かれており、各保険会社・代理店が独占禁止法を遵守するための支援については必ずしも十分ではなかったと認識し、以下の対応を実施することとしました。

1. 独占禁止法遵守に関する指針等の改定・新設

項目	概要
指針等	<p>○「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約引受の項目を新設し、引受の際の情報交換等についての基本的な考え方等を記載 <p>※改定後の指針は協会ホームページに掲載しています。 https://www.sonpo.or.jp/about/guideline/ev7otb000000cjp-att/action_dokkinho.pdf</p>
※別紙参照	<p>○「保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点（仮称）」の新設（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」に記載した「保険契約引受」の項目の内容について、別冊の資料として、より具体的な解説を記載 ・保険契約引受業務等に関し、各社が策定する独占禁止法遵守のためのルールの前提となる基本的な考え方、営業担当者等の行動（他社との関わり方等）にかかる留意点等を解説（共同保険の引受業務を含む） ・保険会社が自主ルール策定・見直しに活用
規範	<p>○「一般社団法人 日本損害保険協会 行動規範」（※）の改定（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独占禁止法遵守に関する記載を追加 <p>※当協会・保険会社が遵守すべき基本原則および行動指針についての定め</p>

2. 啓発活動（教育・研修）の強化

対 象	概 要
保険会社向け	<ul style="list-style-type: none">・独占禁止法コンプライアンス・セミナーを毎年定期開催し、損保実務に即した独占禁止法上の留意点を、時事的な情報とともに、専門家から解説 ＜継続取組・2023年度以降＞・損保会社若手職員等が受講する研修において、独占禁止法の基礎知識、過去の損保業界における事案等を解説 ＜新規取組・2024年度開始予定＞
代理店（募集人）向け	<ul style="list-style-type: none">・保険会社が代理店を指導する際に活用している「募集コンプライアンスガイド」を改定し、保険募集における独占禁止法上の留意点を追記 ＜資料改定・2024年2月予定＞・保険募集を行うために原則として合格が必要となる損保一般試験基礎単位の教育テキストに独占禁止法の基礎知識、保険募集における留意点を追記 ＜資料改定・2024年4月版反映予定＞
共通	<ul style="list-style-type: none">・独占禁止法の基礎知識、保険募集における留意点をわかりやすく解説する動画コンテンツを制作 ＜新規取組・2024年2月予定＞

3. その他実施済事項

- ・コンプライアンス委員長から各社委員宛に法令遵守の徹底を確認する文書を発信
- ・今年度の当協会コンプライアンス・プログラムを改定し、独占禁止法遵守の取組みを重点事項として設定
- ・独占禁止法コンプライアンス・セミナーを開催し、独占禁止法の基本を専門家から解説。セミナー冒頭に、協会長から参加者に法令遵守徹底のトップメッセージ発信

なお、今後も機動的に追加・見直しを行うことで、業界としての取組みの実効性を高めてまいります。

「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」の改定等について

保険契約引受業務等に関わる独占禁止法遵守の徹底のため、各社が策定するルールの前提となる基本的な考え方、営業担当者等の行動（他社との関わり方等）にかかる留意点等を示すべく、「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」（以下「指針」）の改定を行い、別冊の「保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点（仮称）」（以下「留意点」）を新設する予定。

「指針」目次

はじめに	第3章 損害保険業に係る 独占禁止法の留意点
第1章 独占禁止法コンプライ アンスの推進	第1節 <新設> 保険引受に係るもの
第1節 独占禁止法コンプライ アンスとは何か	第2節 損害調査に係るもの
第2節 独占禁止法コンプライ アンスの内容	第3節 情報交換に係るもの
(1) 会社の経営方針として の宣言	第4節 保険募集に係るもの
(2) 遵守マニュアル（指 針）の作成	第5節 行政指導に係るもの
(3) 社内体制等の整備	第6節 事業者団体の活動に 係るもの
第2章 独占禁止法と景品表示 法	

「指針」新設部分の概要

保険契約引受の際の競合他社との接触、情報交換（以下「情報交換等」）は、原則として行ってはならない。

- ①共同保険契約の引受に際しては、制度特性上、保険会社間での接触機会が生じやすいため、一層の注意が必要である。
- ②情報交換等には、営業部門（引受担当部門）以外の商品部門、保険金支払部門、営業推進部門等におけるものも含む。
- ③業務に関係のない懇親（業務時間外の会合、私的な友人・知人関係等）においても、情報交換等とならないよう、公私混同をしない。
- ④情報交換等が行われる状況になった場合、速やかにその場を辞去する、電話を切る等の回避手段をとり、情報交換等には応じない。
- ⑤自社他社を問わず、独占禁止法上の疑義がある対応を発見した場合は、法務部門、コンプライアンス部門、弁護士への相談や内部通報制度の利用等しかるべき対応を行う。
- ⑥保険契約引受の各業務プロセスにおける独占禁止法遵守にかかる社内ルールを充実する。

別冊の「留意点」を新設し、具体的に解説（予定）

保険会社が自主ルール策定・見直しに活用